

第5回 総合事業訪問生活援助事業

「緩和した基準によるサービスの担い手養成研修」

あなたの時間を活用して、この事業活動に参加し、社会貢献しませんか？

と き：平成30年1月17日（水）・24日（水）・31日（水） **3日間**

時間：9：00～13：20

ところ：姫路医療生活協同組合 本部 1 階会議室
（姫路市双葉町 10 番地）

定員：20名

参加費：無料

対象：姫路医療生活協同組合が運営する総合事業訪問生活援助事業の担い手として働いてくださる方及び働いてみたいと検討中の方

仕事の内容：洗濯・ベッドメイク・衣類の整理・一般的な調理・買い物・薬の受け取りなどの家事援助サービスに従事することを希望する者

受講決定までの流れ

※申込者に対して、面談を行い、受講者の決定を行います

申込期間：平成29年11月20日（月）～平成30年1月10日（水）17：00 必着

面談日：平成30年1月12日（金）AMに行います。時間等は申込み者に連絡します。

受講決定：面談後、受講決定者に連絡します

<趣旨>

平成26年介護保険法の改正により、平成29年度までに、全ての市町で「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）が実施されることになっています。

総合事業とは、地域の様々な主体が協力して、高齢者の介護予防と生活支援を一体的に切れ目なく提供し、高齢者等が自立した生活を継続できるように支援するものです。平成29年4月1日以降に迎える認定更新から順次総合事業に移行していきます。要支援1・2の人に提供される「ヘルパーサービス」と「デイサービス」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行されます。

姫路市においては、姫路医療生協が平成29年9月から総合事業訪問生活援助事業の運営を開始します。事業開始に伴い、当法人では担い手養成研修を開講します。

申し込み方法 裏面申込み用紙に必要事項記載の上、申込〆切日までに

①姫路医療生協 介護事業部（〒670-0832 姫路市双葉町 10 番地）まで郵送か持参する。

②自宅から最寄の福祉介護センターに申込書を持参する（姫路医療生協共立病院・ヘルスコープあぼし

診療所・共立歯科及び各福祉介護センター）

※研修の詳細情報は【ホームページ：<http://www.himeji-mcoop.or.jp>】に掲載しています。

修了証の交付等 本研修の全課程を修了した者については、修了証を交付します。修了証の交付者については、姫路市へ修了者名簿を提出します。

第5回 総合事業訪問生活援助事業

緩和した基準によるサービスの担い手養成研修

研修スケジュール

1月17日(水)		1月24日(水)		1月31日(水)		
8:45	受付開始	8:45	受付開始	8:45	受付開始	
9:00 ～ 13:20	オリエンテーション 研修目的・法人概要 (10分)	9:00 ～ 13:20	「本人や家族とのコミュニケーション」(180分)	9:00 ～ 13:10	「自立支援の理論と実践②」(60分)	
	「制度理解」(60分)		「自立支援の理論と実践①」(60分)		「老化や疾病についての理解と介護予防」(120分)	
	「職務の理解」(60分)		レポート記入、質疑応答 研修終了		「チームケア」(60分) レポート記入、質疑応答	
	「高齢者等の尊厳の保持」(120分)				13:10 ～ 13:20	修了証交付 事務連絡 研修終了
	レポート記入、質疑応答 研修終了					

お問い合わせ先

姫路医療生活協同組合 介護事業部 月～金 9:00～17:00 土 9:00～13:00

Tel 079-285-3545